

健保だより

2024-4
第142号



理事長 小泉光一郎

理事長あいさつ

加入者の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素から当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年2月27日に開催されました第172回組合会において、令和6年度健康保険料率および介護保険料率について前年度と同率を維持する旨が承認されました。健康保険組合を取り巻く情勢は引き続き厳しいものとなっておりますが、当組合では今後も業界および加入各社の発展、従業員の方とご家族の方の健康と生活の安定のために尽力してまいります。

また、同組合会にて令和6年度事業計画案についても承認されました。引き続き保健事業を通して皆様の健康づくりを支援し、重症化予防等により医療費の伸びを抑制することで財政の健全化に努めたいと考えております。皆様方におかれましては定期健診は必ず受診し、その結果を踏まえ生活習慣の改善が必要な方は積極的に取り組み、健康の維持管理に努めていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。未病*の方、病気の一步手前の治療が不要な方は病気にならないように日常生活の改善に向け保健指導をぜひご利用いただきたく存じます。

高齢者支援金や介護納付金等に加え、今年度から流行初期医療確保拠出金、出産育児関係事務費拠出金、令和8年度からは子ども・子育て支援金制度の事業運営経費への支援金の徴収納付を医療保険者が担うことが見込まれております。被保険者および事業主の皆様にはご理解ご協力をお願いいたします。

なお、感染症については予防のため基本的な感染防止対策が必要です。感染のリスクが高い「密」を避け、換気の徹底、手洗い、うがい等基本的な感染症対策の励行をお願いいたします。

お願いごとばかりで大変恐縮ですが、皆様のご健康をお祈り申し上げます。

* 未病：発病には至らないものの健康な状態から離れつつある状態

ご家庭にお持ち帰りください

ホームページアドレス <https://www.ks-kenpo.com>

令和6年度予算が決まりました

令和6年2月27日の第172回組合会において、令和6年度収入支出予算案等が承認されました。加入員の減少、高齢化が続いており、今後もさらなる高齢化の進展などにより、高齢者医療制度への支援金や介護納付金の増加が見込まれますが、加入員の皆様には大きな負担増加とならないよう、疾病予防事業を重点事業として医療費の抑制を図り財政の安定に努めてまいりますので、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

●収入支出予算額

健康保険	1,738,088千円
介護保険	191,487千円

●保険料(率)は据え置き

保険料率 (%)		被保険者	事業主	合計
		健康保険	50.50/1,000	51.50/1,000
	介護保険	9.25/1,000	9.25/1,000	18.50/1,000

※健康保険の料率には調整保険料率1.21%を含む。

主な収入

- 健康保険収入 健康保険組合の収入の大半は、皆様からの保険料です。被保険者の減少、賃金等の変動や景気動向を踏まえ、令和6年度は15.31億円を見込みました。
- 繰入金等 積立金から1.70億円を繰入れ、新年度当初の支払余裕金を確保し安定的な経理運営を図ります。

主な支出

- 保険給付費 皆様が医療機関を受診したときの自己負担額(2~3割)以外の、健康保険組合が負担している医療費や病気や出産のため休業した場合の各種手当金等現金給付を保険給付費といいます。新型コロナの公費補助廃止の影響、加入員の減少、高齢化や高額薬剤の増加、医療技術の進歩などによる医療費の増減を勘案して9.53億円を計上しました。
- 保健事業費 健診費用助成事業など、皆様の健康維持管理のために0.60億円を計上しました。また、保健事業(予防・健康づくりのための取り組み)を評価する保険者インセンティブ制度(特定健診や特定保健指導の実施状況等に応じて、国に納める後期高齢者支援金が加算・減算される制度)による負担が増えないよう、特定健診や特定保健指導に該当した場合は必ず受けるようにご協力をお願いいたします。
- 各種納付金 当組合では、収入の約4割を高齢者のための医療費補助として国へ納付しています。令和6年度は65~74歳の医療費補助(前期高齢者納付金)として1.57億円、75歳以上の医療費補助(後期高齢者支援金)は3.36億円支出します。年々増加する納付金・支援金ですが、今年度の各種納付金見込額合計は4.93億円です。当健保組合の加入員数は減少傾向にあるため、2年前の概算納付額と確定納付額との精算が合計約0.80億円あり、対前年度比では約1.57億円減少しています。

	科目	予算額(千円)
一般勘定収入	健康保険収入	1,531,357
	調整保険料収入	18,385
	繰越金	0
	繰入金	172,000
	国庫補助金収入	204
	財政調整事業交付金	15,000
	出産育児交付金	433
	その他	709
	合計	1,738,088

	科目	予算額(千円)
一般勘定支出	事務費	56,172
	保険給付費	953,006
	納付金	493,857
	前期高齢者納付金	157,694
	後期高齢者支援金	336,159
	病床転換支援金 1	
	退職者給付拠出金 2	
	流行初期医療確保 1	
	出産育児関係事務費拠出金 0	
	保健事業費	60,886
	還付金	70
	営繕費	2
	財政調整事業拠出金	18,385
	連合会費	1,500
	積立金	2,000
	雑支出	52
予備費	152,158	
合計	1,738,088	

●介護保険

健康保険組合では、市区町村に代わり介護保険料を徴収し国へ納付しています。介護保険制度の利用者の増加に伴い、運営経費が年々増加しています。令和6年度の介護納付金は前年度より約0.26億円少ない1.59億円です。2年前の概算納付額と確定納付額との精算が約0.33億円あったため対前年度比では減少しています。積立金から0.10億円を繰入れ、新年度当初の支払余裕金を確保し安定的な経理運営を図ります。

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険収入	181,484	介護納付金	159,390
繰越金	0	還付金	1
繰入金	10,000	積立金	2
雑収入	3	雑支出	1
		予備費	32,093
合計	191,487	合計	191,487

健保からの お知らせ

保健事業について

健康保健組合は法令に基づき、特定健診・特定保健指導等により健康寿命を延伸するために、加入者の健康管理や健康づくりに積極的に取り組む必要があります。特に被扶養配偶者の特定健診・特定保健指導の実施率を向上させるため、住所データを活用して、対象者のご家庭へ直接、健診案内等をお届けするようにいたします。

また、契約健診機関の拡大に取り組み、受診しやすい環境づくりを進めます。加入者の皆様にはご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

特定健診(目標値80%)・特定保健指導(目標値30%)に関し、受診率向上のため以下の4点の取り組みを実施します。該当の皆様のご協力をよろしくお願いたします。

- ①特定保健指導の初回面接を特定健診の当日に実施
- ②特定健診の受診から特定保健指導の開始までの期間を短縮
- ③文書・電話等の個別通知による特定健診の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨
- ④ICTを活用した保健指導



負傷原因等の照会について

健康保険で傷病の治療を受けたときに、「負傷原因等のご照会」をお送りする場合があります。傷病の原因や状況により、健康保険が使用できない場合があり、医療費適正化のための取り組みとして、健康保険法第59条に基づき「負傷原因等のご照会」を行っています。業務上や通勤途上での負傷でないか、交通事故など第三者行為による負傷でないかなどを確認させていただきます。いつ、どこで何をしているときにどのように負傷されたか等、できるだけ詳しくご記入ください。届きましたらすみやかに回答書の提出をお願いいたします。

また、ご回答後に当組合より詳細確認のため、ご連絡させていただく場合もございますので、ご了承ください。

負傷原因届



その他

- 12月に健康保険証(被保険者証)が廃止されることから、マイナンバーカードの取得および健康保険証利用登録、公金受取口座登録をお願いいたします。既にマイナンバーカードをお持ちの方はスマホやパソコンに加え、医療機関設置の端末からも健康保険証の利用登録ができます。
- マイナポータル*から健診結果が閲覧できます。当健保組合へデータの提供がない方は情報がありませんので、閲覧できない状態です。これまでは健診費用の助成を受けられない方の健診結果データは提供を受けていませんでした。健診結果データの登録を希望される場合はデータをXMLまたはCSV形式で提出してください。なお、健診費用の助成を受けている場合は「健診結果データの提供」が条件に含まれていますので、対応不要です。

*マイナポータル：デジタル庁が運営するウェブサイト。子育てや介護などの行政手続の検索、オンラインでの申請など、ワンストップのサービスを提供。行政機関等が保有するご自身の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することもできます。なお、一部の機能のご利用にはマイナンバーカードが必要です。



健診を 受けましょう

年1回、必ず健診(人間ドックを含む)を受診し、その結果により保健指導の案内が届いた場合は保健指導を受けていただくようご協力をお願いいたします。



健診施設によっては受診当日にご案内いたします。

各種健診のご案内

当健保組合では、被保険者、被扶養配偶者の健康管理に役立てるため、各種健診費用の助成事業を行っています。詳細は当健保組合のホームページをご覧ください。

URL : <https://www.ks-kenpo.com/contents/health.html>

スマホから
アクセス
できます



歯科健診を受けましょう！

健康寿命の延伸のためには、お口の健康も重要です。虫歯や歯周病で歯を失うとお口の健康も低下してしまいます。定期的な歯とお口のチェックを受けましょう。

当健保組合が所属する健保連神奈川連合会が契約した神奈川県歯科医師会の協力医療機関において、歯科疾患の早期発見と早期治療および疾病予防を目的とした歯科健診が受けられます。

対象者 被保険者・被扶養者

健診費用 受診者自己負担額無料(当組合で負担)

受診回数 年度内1回

診査項目

□ 腔 診 査	(1)歯の状態	□ 腔 衛 生 指 導	(1)う蝕・歯周疾患の予防法
	(2)軟組織の状態		(2)ブラッシング指導
	(3)口腔乾燥の状態		(3)食事・生活指導等
	(4)唾液検査(唾液潜血反応) ※唾液潜血反応検査を実施できない時はCPI検査		
	(5)口腔衛生の状態		
	(6)その他の所見		



受診のながれ

(1)医療機関の予約：健保連神奈川連合会又は神奈川県歯科医師会のホームページにて受診する協力歯科医療機関を選定し電話で「健保連神奈川連合会の歯科健診で受診する」旨を必ず伝え予約してください。



<https://kenpo-kanagawa.or.jp/general/dental/dental-directory.html>

<https://www.dent-kng.or.jp/list/>

(2)健診の受診：マイナ保険者証等を提示し、協力医療機関備え付けの「問診票」・「歯科健診調査票」に必要事項を記入、提出し、健診を受けてください。

(4)健診結果：「歯科健康診査通知票」を受け取ってください。

※治療や精密検査が必要な場合は歯科医が勧める治療等を後日、受けることを推奨します。

※歯科健診は自己負担無しで受診できますが、健診の結果治療が必要となった場合、その治療にかかる費用は健診補助の対象外となります。



あなたの受けられる健診は？

YES  NO 

その他被扶養者
配偶者以外の方
受診日現在 40 ~ 74 歳の方

被扶養配偶者
年度末年齢 40 歳以上の配偶者

被保険者

標準報酬月額が
200千円以上である

できるだけ自己負担が
かからないようにしたい

巡回健康診断を受けたい

人間ドック
補助15,000円+不足分を自己負担
当健保組合のホームページから希望する施設を選び、ご自分で予約後、健保組合へ「人間ドック申込書」をFAXしてください。

年度末年齢で
29歳以下である

今年も巡回健診を受診しましょう

年度末年齢で
30歳 ~ 39歳である

受診日年齢で
40歳以上である

当組合の契約している
受診施設で受診したい

できるだけ自己負担が
かからないようにしたい

A健診(一般健診)
自己負担金1,000円
P5の健診施設リストから希望する施設を選び、ご自分で予約後、健保組合へ「(被保険者)契約健康診断申込書」をFAXしてください。

標準報酬月額が
200千円以上である

当組合の
契約している
健診施設で
受診したい

B健診(生活習慣病予防健診)
自己負担金3,000円
P5の健診施設リストから希望する施設を選び、ご自分で予約後、健保組合へ「(被保険者)契約健康診断申込書」をFAXしてください。

C健診(特定健診)
自己負担金3,000円
P5の健診施設リストから希望する施設を選び、ご自分で予約後、健保組合へ「(被保険者)契約健康診断申込書」または「(被扶養配偶者)契約健康診断申込書」をFAXしてください。

集合契約A・B(特定健診)
自己負担金：費用の3割(2,000円程度)
当組合にお電話ください。受診券をご自宅へ送付します。受診券が届いたら、けんぽれんのホームページから健診施設を選び、ご自分で予約後、受診してください(検索方法は当組合のホームページで解説してます)。受診の際、受診券を提示し、自己負担分を窓口でお支払いください。

人間ドック
補助25,000円+不足分を自己負担
当健保組合のホームページから希望する施設を選び、ご自分で予約後、健保組合へ「人間ドック申込書」をFAXしてください。

健康診断契約施設一覧表

(2024年4月現在)

*健診施設に予約後、申込書(当健保組合のホームページよりダウンロード)を記入しFAXしてください。
*事業主負担金(A 1000円・B 3000円・C 3000円)は、当日窓口支払となります。

施設名	住所	電話番号
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	044-233-9328
ヘルチェック川崎センター	川崎市川崎区日進町1-11 川崎ルフロン8階	0570-012-489
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	044-277-5762
川崎健診クリニック	川崎市川崎区駅前本町10-5 クリエ川崎8階	044-511-6116
京浜保健衛生協会	川崎市高津区上作延3-8-14	044-330-4565
横浜鶴ヶ峰病院	横浜市旭区川島町1764	045-370-5270
横浜鶴ヶ峰病院付属予防医療クリニック	横浜市旭区鶴ヶ峰2-82-1	045-370-5270
医療法人健水会 MEDOC	横浜市港北区日吉2-9-3	045-565-0751
新横浜メディカルサテライト健診センター	横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第一ビル4階	045-471-3855
神奈川県労働衛生福祉協会	横浜市保土ヶ谷区天王町2-44-9	045-333-8711
横浜北幸クリニック	横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13 第2安田ビル9階	03-5770-1250
ヘルチェック(東口・西口その他)	横浜市神奈川区・西区	0570-012-489
横浜東口クリニック	横浜市西区高島2-19-12スカイビル17階	045-453-3366
コンフォート横浜健診センター	横浜市西区平沼2-8-25	045-313-8080
けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	045-221-8291
横浜リーフみなとみらい健診クリニック	横浜市西区みなとみらい4-6-5 11階	045-651-1572
結核予防会 かながわクリニック	横浜市中区 元浜町4-32	045-201-8521
ふれあい横浜ホスピタル	横浜市中区万代町2-3-3	045-681-5101
結核予防会 中央健康相談所	横浜南区中村町3-191-7	045-251-2365
京浜健診クリニック	横浜市金沢区柳町3-9	045-782-3222
金沢さくら医院	横浜市金沢区谷津町35	045-786-0915
優和会 湘南健康管理センター	横須賀市追浜東町3-53-12	046-867-2877
衣笠病院	横須賀市小矢部2-23-1	046-852-1115
御所見総合クリニック	藤沢市瀬郷188	0466-49-2882
藤沢総合健診センター	藤沢市鶴沼橋1-17-11	0466-23-3211
ライフメディカル健診プラザ	藤沢市下土棚467-10 M・S・Cメディカルビル	0570-099-200
寒川病院	高座郡寒川町宮山193	0467-75-6751
康心会 健康管理センター	茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3	0467-86-6570
ふれあい平塚ホスピタル	平塚市袖ヶ浜1-12	0463-22-4105
西湘病院	小田原市扇町1-16-35	0465-35-5787
南大和病院	大和市下和田1331-2	046-269-2411
東名厚木メディカルサテライト	厚木市船子224	0120-154-617
ヘルスケアクリニック厚木	厚木市旭町1-25-1 本厚木ミハラス3階	046-227-1131
相模原記念クリニック	相模原市中央区中央4-12-3	042-758-8171
相和会 産業健診センター	相模原市中央区矢部4-10-13	042-756-2666
進興クリニック	品川区大崎2-1-1	03-5408-8181
新宿健診プラザ	新宿区歌舞伎町2-3-18	03-3207-2222
ヘルチェック 新宿西口センター	新宿区西新宿3-2-4 新和ビル7階	0570-012-489
ヘルチェック レディース新宿	新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル26階	0570-012-489
ヘルチェック 池袋センター	豊島区東池袋1-25-8 タカセビル1・2階	0570-012-489
ヘルチェック 日本橋センター	中央区日本橋1-3-13 東京建物日本橋ビル7階	0570-012-489
日本橋室町クリニック	中央区日本橋本町1-5-6 第10中央ビル1階	03-5770-1250
新赤坂クリニック	港区六本木5-5-1 六本木ロアビル11階	03-5770-1250
日本橋室町三井タワー ミッドタウンクリニック	中央区日本橋室町3-2-1 日本橋室町三井タワー 7階	03-5413-0081
ヘルチェック 大宮センター	大宮区大門町2-118 大宮門街3階	0570-012-489
埼玉成恵会病院・健康管理センター	東松山市石橋1721	0493-23-0277
国際医療福祉大学熱海病院	熱海市東海岸町13-1	0557-81-9176

人間ドック契約施設

(2024年4月現在)

人間ドック契約施設については、当健保組合のホームページをご覧ください。

※受診日現在 被保険者・被扶養配偶者 40歳以上。 ※標準報酬月額 200千円以上の人(任意継続者除く)。

※料金は変更される場合があります。 ※補助金額は、被保険者25,000円 被扶養配偶者15,000円です。利用料金は税抜金額となっておりますので、ご注意ください。また、予告なく改定されることがあります。

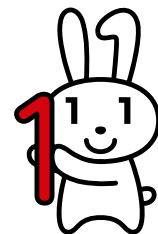
※人間ドックの補助を受ける人は他の健診補助を受けることはできません。

※健診結果を当組合が取得することについて受診者の同意が必要です(同意していただけない場合は補助ができません)。

令和6年度 健康保険関係の動き

現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止が決まりました

現行の「健康保険証」は令和6年12月2日に廃止、マイナ保険証※に一本化となります。廃止日以降は保険証の交付はなくなりますので、新規加入者には原則、マイナ保険証をご用意いただく必要があります。既に発行されている健康保険証は、廃止日から「資格確認書」交付までの間は猶予期間として使用可能です。ただし、廃止日以降に氏名変更等があった場合は氏名変更届の提出が必要ですが、猶予期間中であっても、新たな保険証は交付できません。再交付もありませんので、マイナ保険証の利用にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。マイナンバーカードを未取得の方は廃止日前にマイナンバーカードを取得のうえ、健康保険証の利用登録をお願いいたします。



マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「健康保険証の利用登録」を行う必要があります。医療機関等に設置の端末からも利用登録できますので、お早めにご準備いただきますようお願いいたします。なお、マイナ保険証利用の方は限度額認定証が不要となります。

※マイナ保険証…健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをマイナ保険証といいます。現在もご利用いただいておりますが、令和6年12月2日以降は、保険証に代わり医療機関・薬局を受診する際にご利用いただくこととなります。

社会保険の適用拡大

令和6年10月1日から、従業員数51人以上の企業で働く短時間労働者（パート・アルバイト等）の方が新たに社会保険の適用対象になります。事業主は加入基準を満たしている従業員を加入させなければならないので、対応をお願いいたします。併せて被扶養者であった方が社会保険に加入した場合は、被扶養者（異動）届により削除の手続きをお願いいたします。





健保組合の現況

■事業所の加入等(加入0件、脱退・全喪3件)

事業所所在地	事業所名	被保険者数	理由	異動日
横浜市西区	豊計器建設(株)	0人	解散	R5.10.1
横浜市瀬谷区	(株)カナジユウ・コーポレーション	65人	脱退	R5.11.1
横須賀市	(有)大胡商店	0人	解散	R5.12.31

■加入状況(令和6年2月末現在)

事業所数	被保険者数	被保険者平均年齢	被扶養者数	被扶養者平均年齢	扶養率
169社	男 2,433人 女 722人 計 3,155人	男 47.57歳 女 45.20歳 計 47.03歳	男 709人 女 1,372人 計 2,081人	男 12.69歳 女 32.33歳 計 25.64歳	0.66



事業主様にお願いする健康保険組合の事務

①正確・迅速な届出

マイナンバーカードの健康保険証利用にあたり、資格情報の正確性が極めて重要です。正確な加入者情報等が登録されていないとマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が有効に機能せず、保険医療機関等の窓口においてトラブルが生じる可能性があります。届出事由に該当した場合は速やかに書類の提出をお願いいたします(原則、5日以内)。

- 被保険者資格取得届(採用・雇用契約変更)^{※1※2}
- 被保険者資格喪失届(退職・雇用契約変更)
- 標準報酬月額変更届(固定給の変動等)
- 被扶養者(異動)届(就職・退職・出生・死亡)^{※2}

※1 住民票記載の住所・氏名・生年月日・性別を記入

※2 内定等により被保険者またはその方の被扶養者となることが確実に見込まれる場合は、入社日より前に書類を提出し、当健保組合の点検を受けることが可能です。

②定例的事務

・7月上旬 標準報酬月額の定時決定

健康保険料並びに介護保険料の算定の基礎となる3か月分の報酬月額を被保険者報酬月額算定基礎届により申告していただきます。

6月中旬頃には、当健保組合から届出書類を送付いたします。7月10日までにご提出をお願いいたします。

・9月上旬 被扶養者資格の再確認

当健保組合では、健康保険の被扶養者として認定されている方が現在も被扶養者としての認定条件を満たしているか、定期的に再確認をしています。事業主様あてに8月中旬頃には対象者の調書を送付しますので、例年同様、調書・確認書類等の提出をお願いいたします。なお、夫婦共同扶養の場合は年間収入の多い方の被扶養者とするため、比較確認できる書類の提出をお願いいたします。

・賞与等支払届の提出について

夏季に賞与等の支払いが予定されている場合は、6月中旬頃に算定基礎届の用紙送付時に届出書類を同封いたします。冬季は11月中旬頃を予定しています。予定とは別に臨時に賞与等を支給された場合には、届出書類の提出をお願いいたします。

発行所 神奈川県石油業健康保険組合

横浜市中区万代町 3-5-3 電話 045 (641) 2473

発行日 令和6年4月12日

FAX 045 (641) 2463